

2021年度

鳥栖市立旭小学校 PTA 第1回 運営委員会

日時 令和3年4月28日(水)

18:30～

場所 旭小学校 体育館

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 校長あいさつ
- 4 本日の流れの確認
- 5 議事

【報告事項】

- (1) 令和2年度事業報告及びPTA会計決算報告・監査報告
- (2) おやじの会からの諸報告
- (3) PTA活動お手伝い登録のお願い

【議題】

- (1) 令和3年度役員(案)の承認
- (2) 令和3年度活動方針及び事業計画(案)
- (3) 令和3年度PTA会計予算(案)

- 6 その他

- 給食センターにおける令和2年度給食会計決算報告について
- 参考：子どもたちのための働き方改革について（県P決議）

- 7 閉会

令和3年度 鳥栖市立旭小学校 P T A総会 目次

- ① 令和2年度事業報告
 - ② 令和2年度P T A計決算報告・監査報告
 - ③ おやじの会令和2年度活動報告・令和3年度活動予定
 - ④ P T A活動お手伝い登録
 - ⑤ 令和3年度P T A役員名簿 (案)
 - ⑥ 令和3年度活動方針 (案)
 - ⑦ 令和3年度事業計画
 - ⑧ 令和3年度P T A会計予算 (案)
 - ⑨ P T A規約 (27年改正・H30改訂)
 - ⑩ P T A会計規則
 - ⑪ 慶弔規定
 - ⑫ 旅費規程
 - ⑬ 役員選出規則
 - ⑭ クラス委員選出の考え方
 - ⑮ おやじの会設置及び選出と会則
- ◇令和2年度給食会計決算報告
- ◇子どもたちのための働き方改革決議 (県P採択資料)

鳥栖市立旭小学校PTA 2020年度事業実績

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
企画	委員選出進行 総会等準備	地区P定期総会 地区P委員会 <small>地区P委員選出準備会 地区P委員選出準備会 地区P委員選出準備会</small>	企画委員会 地区P委員会 <small>地区P委員選出準備会 地区P委員選出準備会</small>	地区P定期総会 地区P委員会 <small>地区P委員選出準備会 地区P委員選出準備会</small>	PTA定期総会(Web) 旭小 大運動会 鳥栖地区教育懇談会	企画委員会 地区P委員会 <small>地区P委員選出準備会 地区P委員選出準備会</small>	企画委員会 地区P委員会 <small>地区P委員選出準備会 地区P委員選出準備会</small>	企画委員会 地区P委員会 <small>地区P委員選出準備会 地区P委員選出準備会</small>	企画委員会 地区P委員会 <small>地区P委員選出準備会 地区P委員選出準備会</small>	企画委員会 地区P委員会 <small>地区P委員選出準備会 地区P委員選出準備会</small>	企画委員会 地区P委員会 <small>地区P委員選出準備会 地区P委員選出準備会</small>	会計監査 予算委員会 企画委員会 地区P運営委員会 新旧引き継ぎ会
母親			地区P母親委員会	地区P母親委員会 運営委員会	地区P母親委員会	地区P母親委員会	地区P母親委員会	地区P母親委員会	地区P母親委員会	地区P母親委員会	地区P研究大会	地区P母親委員会 運営委員会 新年役員委員会
運営	委員選出進行 総会資料作成											
総務	総会資料作成											
広報			編集会議	編集会議 「あさひ」1号発行 (+先生紹介号)		編集会議	編集会議	編集会議	編集会議 「あさひ」2号発行	編集会議	編集会議	「あさひ」3号発行 (卒業号)
保体												
生補	交通指導員名簿 作成(市役所提出)	交通安全教室 子ども110番確認	校区内通学路点検			運動会記事掲載案内 生補委員会 オアシス運動		校区内巡回/小ロー 地域環境点検			生補委員会 (交通指導員名簿) オアシス運動	
ふれあい				オアシス運動たより	オアシス運動	オアシス運動	オアシス運動	オアシス運動	オアシス運動	オアシス運動	オアシス運動	
まなびあい												制服リユース(回収)
学校行事	臨時休校 始業式6日 入学式10日	学校再開14日	プール開き9日	大掃除 不審者対応避難訓練10日	地区児童会 一斉下校5日 終業式7日	七夕書き方会 運動会26日 観音休日28日	感想文コンクール 学級懇談会8日 5年生宿泊訓練 14~15日	授業参観5日 アウトリーチコンサート 4年11日	大掃除 県学習状況調査 2~3日 授業参観9日 地区児童会18日	始業式8日 給食開始12日 感想文コンクール 新年書き方会 新入生保護者説明会 22日	立体作品展 授業参観16日 お別れ集会26日	学級懇談会10日 お別れ式18日 6年生修了式18日 卒業式19日 地区児童会 一斉下校22日 給食終了23日 辞任式24日 修了式24日 学年末休業25日~
リユース運動【通年】												
まなびあい委員会												
制服リユース(回収)												
校内業北支援												

まらびづくり推進協議会

リユース運動【通年】

校内業北支援

1. 収入

【単位:円】

項目	R2予算	決算	増減	備考
会費	2,646,000	2,646,000	0	保護者(577名)・職員(53名)
雑収入	10	9	-1	利子
自動販売機売り上げ収入	25,000	29,912	4,912	体育館横自動販売機売上
繰越金	494,708	494,708	0	
合計	3,165,718	3,170,629	4,911	

2. 支出

【単位:円】

款項目	R2予算	決算報告	増減	備考
1 運営費	862,000	436,367	425,633	
(1)会議費	20,000	13,642	6,358	企画委員会・各委員会等
(2)事務費	292,000	131,655	160,345	
ア 役員旅費	160,000	29,655	130,345	役員日当と旅費
イ 事務費	50,000	50,000	0	印刷用紙代・インク代等
ウ 渉外費	52,000	52,000	0	渉外費 10,000円×2人(会長, 母親委員) 活動費 2,000円×16人(副会長・委員長)
エ 慶弔費	30,000	0	30,000	
(3)負担費	550,000	291,070	258,930	県・地区PTA連合会費、安全互助会費等
2 活動費	1,840,000	1,784,853	55,147	
(1)活動費	1,240,000	843,015	396,985	
ア 総務費	180,000	20,780	159,220	吊り下げ名札等
イ 広報費	450,000	554,398	-104,398	新聞印刷製本費・デジタルカメラ6台等
ウ 生補費	50,000	24,092	25,908	運動会駐車場関係費用等
エ 保体費	250,000	190,141	59,859	運動, プールに係る費用等
オ まなびあい費	150,000	10,500	139,500	ははおやオリンピックに係る費用等
カ ふれあい費	160,000	43,104	116,896	6年生卒業に係る費用等
(2)児童奨励費	600,000	941,838	-341,838	
ア 図書奨励費	100,000	100,000	0	児童用書籍購入(図書館用)
イ 研究助成費	150,000	477,917	-327,917	講師謝礼, 学力テスト, QU検査, 研修会派遣等
ウ 児童活動支援費	350,000	363,921	-13,921	入学式, 卒業式, 体験活動, 学校園花苗等
3 振興費	200,000	277,926	-77,926	大型プリンター等教育環境整備
4 学年活動費	131,000	129,821	1,179	通常学級22クラス(5000円×22クラス=110,000円) 特別支援14クラス(1,500円×14クラス=21,000円)
5 開校記念行事基金	50,000	50,000	0	開校記念基金積立
小計	3,083,000	2,678,967	404,033	
6 予備費	82,718	20,448	62,270	新型コロナ対策費(消毒薬, オンライン関連機器等)
合計	3,165,718	2,699,415	466,303	

収入 ¥3,170,629 支出 ¥2,699,415 収支 ¥471,214

※ 残金、471,214円は、次年度に繰り越します。

令和3年3月31日、鳥栖市立旭小学校にて令和元年度旭小学校PTA会計監査を行いました。
会計帳簿及び収支決算書について、帳簿並びに関係証票書類に基づき監査を行った結果、
会計基準に則り手適性に処理されていることを確認致しました。

令和3年 3月 31日

監査委員 荒木 ゆかり
監査委員 筑紫 郁子

旭小学校おやじの会 令和2年度 活動報告

実施日	行事名	活動内容
9月26日(土)	運動会	駐車場整備・防犯見回り・会場片付け など
12月27日(日)	門松づくり 事前準備	材料準備及び加工作業 他
12月28日(月)	門松づくり	小学校正門 門松飾り付け
1月11日(月)	門松撤去作業	小学校正門 門松撤去

旭小学校おやじの会 令和3年度 活動計画

実施日	行事名	活動内容
5月	運動会	駐車場整備・防犯見回り 他
6月	三校合同研修会	研修会参加
8月	愛校作業	草刈り・除草回収 他
11月	ははiおや?オリンピック 事前準備	会場設営・飾り付け 他
11月	ははiおや?オリンピック	競技参加
12月	門松づくり 事前準備	材料準備及び加工作業 他
12月	門松づくり	小学校正門門松飾り付け・ミニ門松づくり

※実施日は昨年度実績を参考にしています。

※会合は必要に応じて開催します。

2021年度 PTA行事等 お手伝い登録の内容

登録番号	お手伝い登録項目	開催時期	内容	説明	担当委員会
①	愛校作業 草刈機を出してもらえ る方 軽トラックを出してもらえ る方	8月22日(日) AM6:30~ ※実施予定		限られた時間で効率的に作業を行うため、草刈り機で除草して下さる方、又除草した草を運搬するために軽トラックを出していただける方を募集します。	保体委員会
②					
③	運動会 駐車場整理係	9月26日(土)		駐車場への誘導や周辺道路への迷惑駐車への指導等を行うため、駐車場整理に従事していただけたる方を募集します。	保体委員会
④	オ ハ リ ン ビ ン ク ク 選手として参加して下さる方	★本年度未定		鳥栖・基山地区の小中学校PTA会員で行われる運動会です。二人三脚やムカデ競争等、10種類ほどの簡単な競技が行われますので、競技に出場していただける方を募集します。	まなびあい委員会
⑤	旭地区まちづくり推進協議会への参加	年1~2回程度		旭地区のよりよいまちづくりのために旭地区内で行う推進事業(もちつき大会や清掃作業等)へ旭小PTAとしてご参加いただける方を募集します。行事内容及び予定日等は、旭地区まちづくり推進協議会が決定をいたし、必要動員数の募集を行うこととなります。活動場所は主に旭地区内となります。	企画委員会
⑥	講演会等への参加	随時		年間を通して、県・地区PTA等の主催により多数の講演会等の開催が計画されています。講演会等の開催場所は主に市内となっております。(講演会の種類によっては、市外となる場合もあります。)	企画委員会
⑦	読み聞かせ「おひさま」	毎週月曜日 AM8:15~ (都合がつく日)		年間を通してのお手伝いです。本校の読み聞かせボランティア「おひさま」を中心に活動をしております。学校行事や学年等を考慮しながら年間計画を立て、それに基づき、各教室で読み聞かせをしていただいております。なお、「おひさま」に加入希望の方も、随時受け付けております。よろしくお願ひします。	おひさま(窓口教頭)
⑧	ベルマーク集計	年間3回程度		PTAなどのボランティアで生み出された資金(ベルマーク預金)で学校の設備や教材をそろえています。平成27度は、念願のテント1張り(22万点程度)を購入しました。お手伝ひの内容は、集めたベルマークの集計です。どうぞよろしくお願ひします。	ふれあい委員会
⑨	登下校時の安全見守りへのご協力	朝...7:00~8:15 夕...下校の時間帯 (曜日・学年によつての違ひがあります。)		① 可能な会員の方に「登下校見守り隊お手伝ひ登録」をしていただき、一度取りまとめを行います。 ② 活動していることがわかる目印となるものを配布後、実際にできる範囲での見守り活動を実施していただきます。(目印は首掛け式や腕章などを予定しております。目印をすることにより、見守り体制が整っているという抑止力となるためです。) ③ とりまとめ後に、見守り体制で不十分な部分や時間帯を、地域住民などに協力を依頼し、地域での見守り体制につなげていきたいと予定しております。	総務委員会

2021年度 旭小学校 PTA役員一覧表(案)

企画委員会

監査	西原由美 (3-1 陽菜多) 村上美由紀 (6-2 瑛士)
----	--

会長	★野田理恵 あいる(6-4)
----	-------------------

(学校) 校長	★西川哲也
教頭	夏秋聡子
教頭	古賀泰伸
主幹	鶴田喜幸
教務	横尾弘樹

会長付 副会長	★河本紀子 桜子(6-1) ★坂口 雅 桃音(6-3) ★中原 麗 芹彩(6-2)
------------	--

顧問	樋口伸一郎 渡邊幸樹
----	---------------

副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長
藤吉江利子 夏稀(6-2)	島紗耶香 さくら(6-1)	一番々瀬真衣 愛菜(6-3)	高岡修一 勇誠(5-4)	馬場裕美 美音(5-1)	佐伯健剛 侑香(5-2)	岡部由里香 叶真(2-3)

運営委員会

選出町区	総務委員	保体委員	生補委員	広報委員	ふれあい委員	まなびあい委員	選出学級	母親委員長
西新町	江頭江梨香 龍志(4-2) ※兼務	※	※	島崎幸子 堅冬	成富あゆみ ひかり	中村真琴 那央	1年1組	小山育子 愛心(4-4)
				松尾真梨子 優志	松本夕加里 佑翔	豊増麻容子 南緒	2組	
江島町	江口智美 姫花利(5-4)	※	大籠千鶴 春輔(2-2)	御厨 望 芽生	江崎恵美 俊斗	古川 隼 日茉莉	3組	
				青葉台	宮崎麻未 陽向(4-1)	大橋由香 想來(3-1)	松本由佳理 大夢(4-4)	石川彰子 結彩
鞍馬場団地	間 晶子 光琉(6-4)	※	※	錦 美紀 勇一郎	末吉真喜子 遼太郎	吉丸恭子 心菜	2年1組	
				一瀬麻衣子 愛葵	亀山有子 莉百	西山麻美 希子	2組	
村田町	吉田淑子 瑛夢(4-4)	濱田里好 勇大(5-1)	桑原万由美 歩叶(6-3)	川原香奈子 礼大	石本智範 悠乃	西島明子 裕子	3組	
				村田新町	國俊亜希 龍ノ介(5-3)	※	※	河口弘幸 結菜
幸津町	水江仁美 優花(6-1)	永田幸子 和成(6-2)	里盛 薫 千紗(6-2)	平井麻美 結翔	田中幸恵 朱莉	北浦紀代美 紀美恵	2組	
				あさひ新町	津川洲間子 颯良(6-2)	大野智子 桜来(6-4)	安本香織 絢香(6-3)	間々田ひろみ 碧月
儀徳町	阿部豊美 来海(4-1)	◎桑原一寿 碧里(3-2)	中川原奈津美 瑞気(4-3)	居石明子 信々	平野ゆみ 雅空	江口 香 優奈	4年1組	
				深堀淳子 円花	原ゆかり 依織	杉原祥代 心	2組	
前田町	下川あゆみ 実和(3-3) ※兼務	※	樋口あすか 結音(5-3)	古川紀恵 璃桜	◎古賀美晴 晴貴	西川あさ子 伶太	3組	
				前田町	緒方理恵 友希乃	天野恵里香 圭翔	松岡智恵身 葵	4組
西田町	◎尾崎里美 心麗(2-2)	平田紗代 優希菜(6-2)	姉川由佳里 響(6-3)	大林容子 紗彩	青木美和 勝弥	田中育子 悠士郎	5年1組	
				西田町	吉田ひとみ 悠真	松尾美幸 菜花	中島洋子 樹	2組
三島町	古賀あゆみ 娘真(5-4)	※	木下 幸 保希(4-2)	淡野郁美 佑真	吉富 愛 大駆己	野口道子 依梨	3組	
				下野町	立石美香 歩楓(3-3)	※	※	川原絵里夏 璃梨亜
立石町 棧敷団地	野平豊子 琉生(3-3)	※	※	◎篠原和子 陽向	川野美幸 和奏	齊藤千晶 悠乃	6年1組	
				立石町 棧敷団地	富下美和子 千宙	城子昌子 瑞雪	◎岡田馨衣 倫	2組
名簿は個人情報ですので、取り扱いには十分ご注意ください。		※	※	伊藤真弓 ゆめか	毛利英樹 康生	岩瀬里司 正子	3組	
				池田真子 結輝	村田純可 有琉斗	小柳美佐子 結	4組	

※名前にある「★」は地区PTAの代議員、「◎」印は各委員長であり、同時に企画委員会にも属する。「○」は副委員長。

2021年度活動方針（案）

1 基本方針

鳥栖市立旭小学校PTAは、教育目標である「旭を愛し、共に学び、たくましく生きる児童の育成」実現のため、また、“あさひっ子”一人一人が小学校、家庭及び地域社会において輝ける環境を整えるために、保護者と教職員が一体となって活動いたします。

2 重点事項

- (1) 子供のため、学校のためになるPTA活動を目指します。
- (2) 会員相互の更なる交流を図り、旭小PTA活動のより一層の活性化を目指します。
- (3) 「みんなが主役の旭小PTA」、「みんなで支える旭小PTA」を目指します。
- (4) あさひっ子のまなびを支援します。
- (5) 旭小PTAは「できる人が、できる時に、皆で協力して」を活動の基本とします。

3 専門部会の主な役割

- (1) 総務委員会
◎庶務的な部分を主に担当します。
- (2) 生活補導委員会
◎安全面に関することを主に担当します。
- (3) 保健体育委員会
◎行事運営部分を主に担当します。
- (4) 広報委員会
◎広報活動を主に担当します。
- (5) ふれあい委員会
◎ふれあいに関する部分を主に担当します。
- (6) まなびあい委員会
◎学びに関する部分を主に担当

令和3年度PTA会計予算(案)

1. 収入

【単位:円】

項目	R3予算	R2予算	増減	備考
会費	2,599,800	2,646,000	-46,200	保護者(570名)・職員(49名)
雑収入	10	10	0	利子等
自動販売機売り上げ収入	25,000	25,000	0	
繰越金	471,214	494,708	-23,494	
合計	3,096,024	3,165,718	-69,694	

2. 支出

【単位:円】

款項目	R3予算	R2予算	増減	備考
1 運営費	862,000	862,000	0	
(1)会議費	20,000	20,000	0	
(2)事務費	292,000	292,000	0	
ア 役員旅費	160,000	160,000	0	役員日当と旅費
イ 事務費	50,000	50,000	0	印刷用紙代・インク代等
ウ 渉外費	52,000	52,000	0	渉外費 10,000円×2人(会長・母親委員) 活動費 2,000円×16人(副会長・委員長)
エ 慶弔費	30,000	30,000	0	
(3)負担費	550,000	550,000	0	県・地区PTA連合会費、安全互助会費等
2 活動費	1,780,000	1,840,000	-60,000	
(1)活動費	1,180,000	1,240,000	-60,000	
ア 総務費	180,000	180,000	0	役員等親睦会補助等
イ 広報費	450,000	450,000	0	新聞印刷製本費等
ウ 生補費	50,000	50,000	0	運動会駐車場関係費用等
エ 保体費	250,000	250,000	0	運動会、プール、愛校作業に係る費用等
オ まなびあい費	150,000	150,000	0	ははおやオリンピックに係る費用等
カ ふれあい費	100,000	160,000	-60,000	6年生卒業に係る費用等
(2)児童奨励費	600,000	600,000	0	
ア 図書奨励費	100,000	100,000	0	児童用書籍購入(図書館用)
イ 研究助成費	150,000	150,000	0	講師謝礼、研修会派遣・補助等
ウ 児童活動支援費	350,000	350,000	0	入学式、卒業式、体験活動、学校園花苗等
3 振興費	200,000	200,000	0	学年園・花壇・グラウンド等整備
4 学年活動費	129,500	131,000	-1,500	通常学級22クラス(5000円×22クラス=110,000円) 特別支援13クラス(1,500円×14クラス=19,500円)
5 開校記念行事基金	50,000	50,000	0	
小計	3,021,500	3,083,000	-61,500	
6 予備費	74,524	82,718	-8,194	蛍光ベスト、新型コロナ対策費
合計	3,096,024	3,165,718	-69,694	

鳥栖市立旭小学校 P T A 規約

第1章 総 則

- 第1条 本会は、鳥栖市立旭小学校 P T A と称し、事務局を旭小学校内に置く。
- 第2条 本会は、保護者と教師が協力しあって学校・家庭・社会における児童の健全な育成を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事項を行う。
- (1) 児童の学習並びに会員の研修に関する事項
 - (2) 児童の生活指導に関する事項
 - (3) 児童の保健体育に関する事項
 - (4) 学校の施設・設備に関する事項
 - (5) その他、目的達成に関する事項

第2章 組 織

- 第4条 本会は、次の者で構成する。
- (1) 保護者
 - (2) 学校の教職員
 - (3) その他本会の目的に賛同し、入会した者
- 第5条 本会は、地区ごとに地区会、学年ごとに学年会を置くことができる。

第3章 機 関

- 第6条 本会に、次の機関を置く。
総会 運営委員会 企画委員会 専門委員会
- 第7条 総会は、全会員をもつて構成し、この会の最高決議機関で、毎年1回開催する。但し、運営委員会が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。
- 第8条 次の事項は、総会で決めなければならない。
- (1) 予算、決算
 - (2) 基本方針
 - (3) 規約の改廃
- 第9条 運営委員会は、会長、副会長、鳥栖地区小中学校 P T A 連合会母親委員（以下、「母親委員」という。）、専門委員長、学校長、教頭、主幹、教務及び運営委員で構成し、必要の都度開催する。
- 第10条 運営委員会は、総会に次ぐ決議機関で、次の事項を決める。
- (1) 総会の委嘱を受けた事項
 - (2) 総会決議事項の運営に関する事項
 - (3) 総会に提出する議題に関する事項
 - (4) 予算の臨時支出入に関する事項
 - (5) 委員会、その他に関する事項
- 第11条 運営委員会は、任務を分掌し、次の専門委員会を組織する。
- (1) 総務委員会
 - (2) 生活補導委員会
 - (3) 保健体育委員会
 - (4) 広報委員会
 - (5) ふれあい委員会
 - (6) まなびあい委員会
- 第12条 前条の委員会は、各々次の事項を掌る。
- | | |
|--------------|----------------------|
| (1) 総務委員会 | 第3条第4項、第5項及び総務に関すること |
| (2) 生活補導委員会 | 第3条第2項の事項 |
| (3) 保健体育委員会 | 第3条第3項の事項 |
| (4) 広報委員会 | 第3条第1項の事項 |
| (5) ふれあい委員会 | 学年学級に関する第3条の事項 |
| (6) まなびあい委員会 | 保護者の役割等に関する第3条の事項 |
- 第13条 企画委員会は、会長、副会長、母親委員、専門委員長、学校長、教頭、主幹及び教務で構成し、必要の都度開催する。
- 第14条 地区委員会及び学年会は、必要の都度開催する。

第4章 会 議

- 第15条 総会・運営委員会は、会長が招集し、会議の議長は構成員の中から選出する。
- 第16条 企画委員会は、会長が招集し、会議の議長には会長があたる。
- 第17条 専門委員会は、各専門委員長が招集し、会議の議長には専門委員長があたる。
- 第18条 地区委員会は、各地区の代表委員、学年会は、各学年の代表委員が必要の都度招集する。
- 第19条 総会は、会員の5分の1以上、その他の会議は、3分の1以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数で可決し、可否同数の場合は議長が決める。

第5章 運 営 委 員

- 第20条 運営委員は、各地区及び各学年から選出する。
- 2 地区選出委員は、総務委員、生活補導委員、保健体育委員とし各町区から選出する。3名を選出する事を原則とするが会員世帯数が20世帯に満たない地区はやむを得ず、保健体育委員を欠員とすることができる。
- 3 学年選出委員は、広報委員、ふれあい委員、まなびあい委員とし各学年学級から3名を選出する。
- 第21条 運営委員は、各専門委員となり所属事項を掌る。
- 第22条 各専門委員長は、専門委員の互選とする。

第6章 役 職 員

- 第23条 本会に次の役員を置く。
会長 1名 副会長 10名以内 母親委員 1名
監査委員 2名 庶務会計 若干名
庶務会計 若干名
- 第24条 会長は、本会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 監査委員は、会計を監査する。
- 第25条 会長、副会長及び母親委員は、運営委員会が会員中より選出し、総会において承認を受けるものとする。
- 2 会長、副会長及び母親委員は、前項により運営委員会が会員中より選出するほかは、第6学年及び第5学年の保護者である会員中より選出し、総会において承認を受けるものとする。
- 3 監査委員は、会員中より会長が選出する。
- 第26条 庶務会計は、会長の委嘱により本会に必要な一切の事務を掌る。
- 第27条 役員及び委員の任期は、1年とする。但し再任を妨げない。
- 2 前項の規定に関わらず、任期の途中で役員及び委員の交代又は補充があった場合は、残任期間とする。
- 3 役員及び委員の改選は、年度当初に行う。
- 4 本規約に定めるもののほか、役員及び委員の選出、任期、改選に関する事項は、別に定める

第7章 会 計

- 第28条 本会運営のための費用は、会費・寄付金及びその他の収入をもって充てる。
- 第29条 会員中特別の事情があるものについては、運営委員会の協議によって会費を免除することができる。
- 第30条 その他会計に関する事項は、別に定める規則による。
- 第31条 本会の会計年度は、毎年4月1日から、翌年の3月31日までとする。

第8章 おやじの会

- 第32条 おやじの会を、旭小学校のPTA組織外の関連機関とし設置する。
- 2 おやじの会は、第2条に加え、PTAの運営、活動の緩和と活性に努め、すべての母親の子育て、教育を共感、援助することに繋げることを目的とする。
- 第33条 おやじの会は、おやじの会会長及びPTA会長の要請により活動する。
- 2 おやじの会は、PTA活動の補助として活動する。
 - 3 おやじの会の、運営のための費用は、寄付及びPTA会長の承認によりPTA会費より支出する。
 - 4 おやじの会の、会員は任意参加とし、随時PTA会員に募集する。
 - 5 おやじの会の、会員に任期期間は伴わず、脱会に関しては本人の意思とする。
- 第34条 おやじの会に、会費は伴わず、ボランティア理念の基、成り立つ機関とする。
- 2 おやじの会は、第33条3項に基づき、予算編成、施行の総会への報告の義務は原則ないものとする。
- 第35条 おやじの会は、内部組織として、おやじの会OB会を設置する。
- 2 おやじの会は、第33条5項に基づき、保護者でなく、おやじの会の活動に賛同する者をおやじの会OB会の会員とし、活動をともにする。

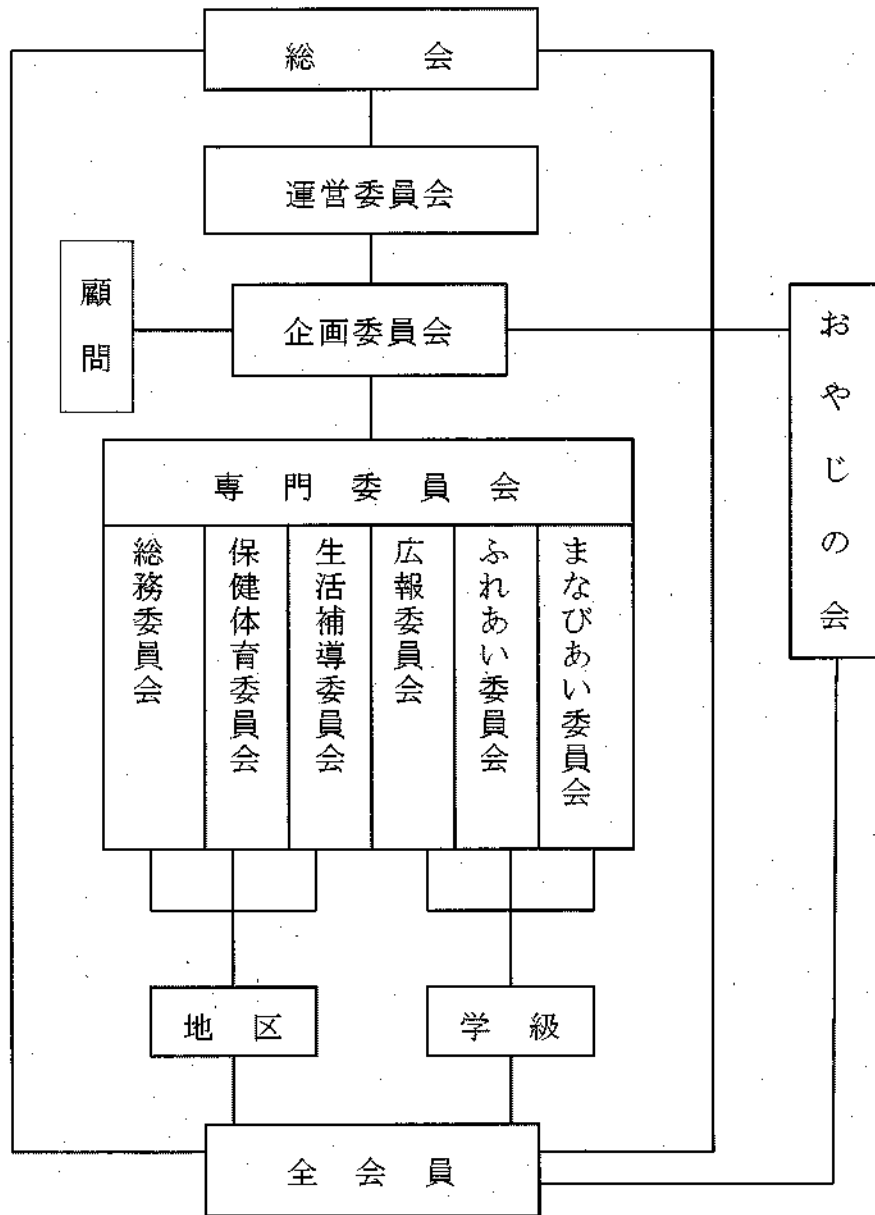
第9章 顧問

- 第35条 顧問を、旭小学校のPTA組織の中に設置する。
- 2 顧問は、PTA活動全体の負担軽減や職務分担を図ることを目的とする。
 - 3 顧問は、旭小学校PTA有識者で構成され、総会、運営委員会、企画委員会、PTA会長、校長、の要請により活動する。
 - 4 顧問の、活動のための費用は、寄付及びPTA会長の承認によりPTA会費より支出する。
 - 5 顧問は、本会関連組織に対して、PTA会長、校長の要請があれば、その代理、代行、代読業務を行うことができる。ただし、PTA会長が認めた場合は、その限りではない。
- 第36条 顧問は、任期期間を伴わず、脱会に関しては本人の意思とする。
- 2 顧問は、第35条3項に基づき、本会の目的賛同者であればよい。
- 第37条 顧問に、会費は伴わず、ボランティア理念の基、成り立つ機関とする。
- 2 顧問は、第35条4項に基づき、予算編成、施行の総会への報告の義務は原則ないものとする。

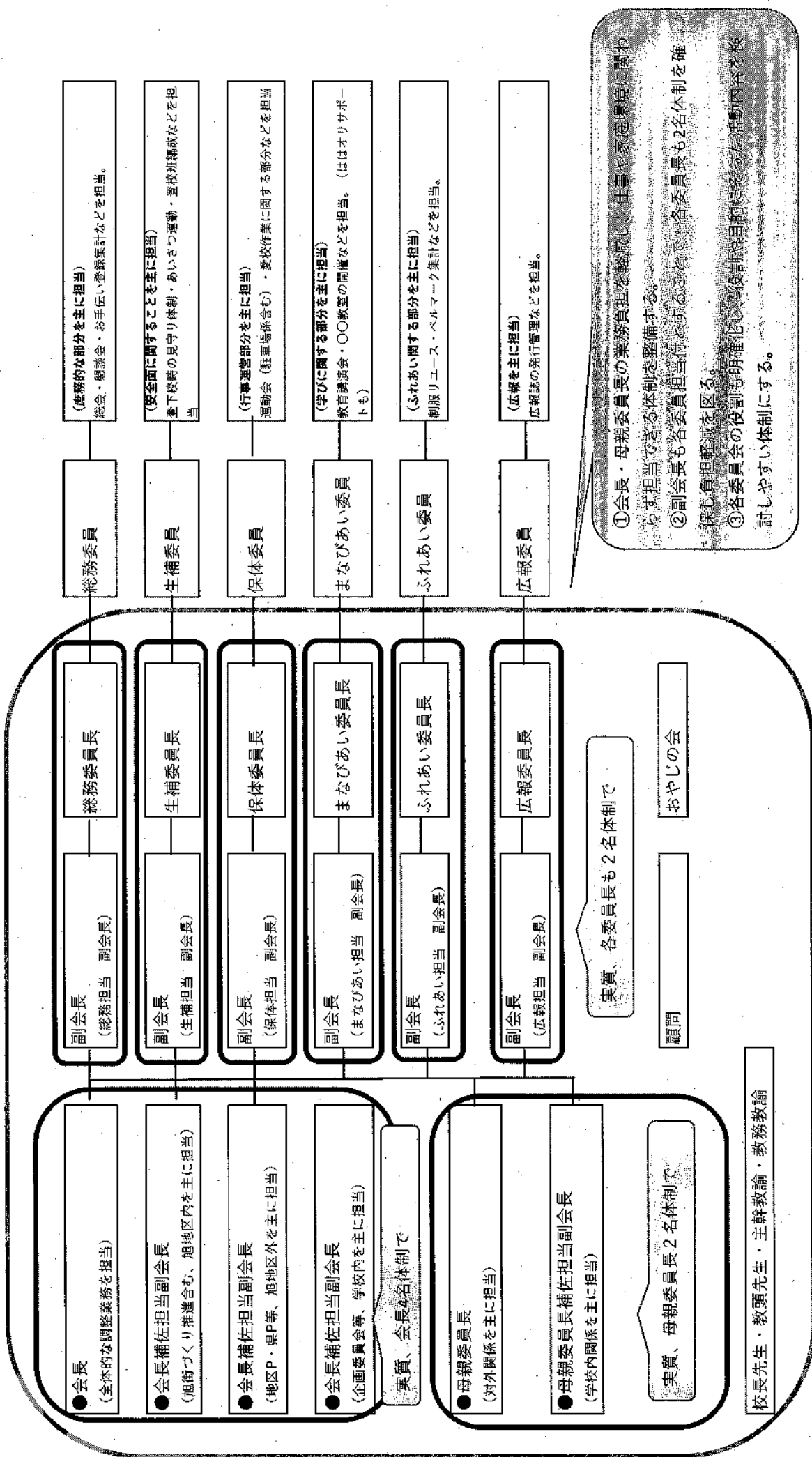
附 則

1. この会則は、昭和44年4月28日より実施する。
2. この規約は、平成9年4月20日から施行し、平成8年4月1日から実施する。
3. この規約は、平成9年4月19日に一部改正し、平成9年4月1日から実施する。
4. この規約は、平成13年2月3日に一部改正し、平成13年4月1日から実施する。
5. この規約は、平成14年5月1日に一部改正し、平成14年4月1日から実施する。
6. この規約は、平成17年5月11日に一部改正し、平成17年4月1日から実施する。
7. この規約は、平成23年5月11日から施行する。ただし、第9条、第13条、第23条及び第25条の規定の適用は、平成23年4月1日に遡及して行う。
8. この規約は、平成25年5月15日より一部追加改正し、平成25年4月1日から実施する。
9. この規約は、平成27年5月15日より一部追加改正し、平成27年4月1日から実施する。
10. この規約は、平成30年5月11日より一部追加改正し、平成30年4月1日から実施する。

組 織 図



令和3年度 PTA役員 役割表



鳥栖市立旭小学校PTA会計規則

- 第1条 本会の会計に関する事務は、この規則による。
- 第2条 歳入・歳出予算の区分は「款」「項」「目」とする。
- 第3条 各専門委員長はその所管に属する事業計画並びに予算を作成し、指定の期日までに会長に提出しなければならない。
- 第4条 会長は、前条の各専門委員会の予算を調整し、運営委員会の審議を経てその年度当初の総会に提出する。
- 第5条 会費は、会員一世帯につき、月額350円（4,200円/年）を徴収する。会費の徴収時期は、年2回（6月・9月）とし、それぞれ6ヶ月を前納する。但し、会員に異動があった場合は、次により精算する。
- 転入 転入の月から徴収
 - 転出 転出の月まで徴収
- 3 学級担任は、その会費をとりまとめて会計に提出し、会計は、会費を受領したときは、会費徴収簿に学級・年・職員別に記録しなければならない。
- 第6条 予算の執行については、支出命令書によって行わなければならない。
- 2 予算の概算支出を必要とするときは、支出決議書に金額・費目内容を記入のうえ会計に提出し、決裁後金額を受領する。
- 第7条 予算を流用して使用する場合は、運営委員会の決議を経なければならない。
- 第8条 予備費を支出したときは、会計はその用途及び金額を次回の運営委員会に報告し、承認を得なければならない。
- 第9条 会計は、予算の収入・支出については「予算差引簿」によって記録整理し、現金出納については、毎月「予算差引簿」と照合しなければならない。
- 第10条 監査委員は、年度末に会計を監査する。
- 2 但し、必要と認めたときには随時に監査することができる。
- 第11条 庶務会計は、前年度の決算書を作成し、運営委員会の審議を経て、次の総会で報告する。

附

則

- 1 この規則は、平成8年4月20日から施行し、平成8年4月1日から実施する。
- 2 この規則は、平成16年5月12日から試行し、平成16年4月1日から実施する。

鳥栖市立旭小学校PTA慶弔規程

平成15年4月1日より実施されている旭小学校PTA慶弔規程を廃止し、鳥栖市立旭小学校PTA慶弔規程を次のとおり制定する。

第1条 この規程は、鳥栖市立旭小学校PTA（以下「本交PTA」という。）会員の慶弔に関し、本校PTAの対応について必要な事項を定める。

第2条 本校PTA会員のうち保護者が死亡した場合、会長、副会長、母親委員及び当該保護者の居住する町区の地区選出委員により会葬し、香華料として10,000円を供える。

第3条 本校PTA会員のうち学校の教職員が死亡した場合、会長、副会長及び母親委員により会葬し、香華料として10,000円を供える。

2 前項の規定は、鳥栖市立旭小学校PTA規約第4条第3号による会員が死亡した場合に準用する。

第4条 鳥栖市立旭小学校に在籍する児童が死亡した場合、会長、副会長、母親委員及び当該児童の居住する町区の地区選出委員により会葬し、弔花1体及び香華料として10,000円を供える。

第5条 本PTA会員がPTA活動に関する表彰を受けた場合、次の各号によることとする。

- (1) 社団法人日本PTA全国協議会又は九州ブロックPTA協議会からの表彰については、10,000円相当の金品を贈呈する。
- (2) 佐賀県PTA連合会からの表彰については、5,000円相当の金品を贈呈する。

第6条 この規程に定めのない事項は、企画委員会で協議する。

2 前項の協議の結果、金品を支出した場合、その理由及び金額を運営委員会に報告しなければならない。

附則

- 1 この規程は、平成24年4月1日より施行する。
- 2 第4条の弔花は、時価とし、社会通念に照らし適当な範囲とする。

鳥栖市立旭小学校PTA旅費規程

(旅費)

第1条 旅費は、公共交通機関の運賃の実費を支給する。ただし、やむを得ず公共交通機関を利用しない場合は、要した費用の実費を支払うものとする。

2 前項の規定は、市内の用務には適用しないものとする。

(宿泊費等)

第2条 宿泊に要する費用は、役員で別途協議し決定する。

2 日当は、次の各号の用務に出席した場合、1回あたり500円を支給する。
ただし、出席する用務に食事の用意がある場合は、この限りではない。

(1) 鳥栖市立旭小学校PTA以外のPTA団体が主催する用務

(2) 前号のほか、企画委員会が必要と認めた用務

3 出席負担金・参加費等は、事情に応じて旅費として支出することができる。

附則

この規程は、平成15年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

鳥栖市立旭小学校PTA役員及び委員長並びに委員の選出等に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、鳥栖市立旭小学校PTA規約（以下「規約」という。）第27条第4項の規定により、次に掲げることを目的とし、役員、委員長及び委員の選出等について必要な事項を定める。

- (1) 役員、委員長及び委員の選出を円滑に行う。
- (2) 本校PTAの運営につき、会員（本規則においては、保護者をいう。）の積極的な参画を促す。

(共通認識)

第2条 会員は、役員、委員長及び委員の選出にあたり、本校PTAの活発な運営を行うため、会員相互に支え合う心と新たな一步を踏み出す勇気を持って取り組む。

(用語の定義)

第3条 この規則における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 役員とは、本校PTAの会長、副会長及び鳥栖地区小中学校PTA連合会母親委員（以下「母親委員」という。）をいう。
- (2) 委員とは、本校PTAの専門委員をいう。
- (3) クラス委員とは、委員のうち規約第20条第3項により選出される委員をいう。
- (4) 年長児童とは、会員の世帯において、本校に在籍する児童のうち最も年長の児童をいう。

(選出対象の取り扱い)

第4条 複数の児童が本校に在籍する会員は、年長児童の学年学級において規約第25条第2項による役員の選出の対象又はクラス委員の選出の対象となる。

(選出の優先)

第5条 役員の選出は、委員の選出に優先する。

(立候補の取り扱い)

第6条 会員は、役員又は委員長若しくは委員に立候補することができる。

- 2 前項の立候補に関する運営は、企画委員会が担任する。ただし、規約第20条第2項により選出される委員への立候補は、各地区での取り扱いによる。

(兼任の取り扱い)

第7条 役員又は委員長若しくは委員あるいは監査委員に選出された会員は、その任期中、規約に定めのある他の職を兼任することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、会員世帯が20世帯に満たない地区が規約第20条第2項の委員を選出する場合に限り、当該地区の会員は規約第20条第2項の複数の委員を兼ねることができる。

(選出対象からの除外)

第8条 役員又は委員長を務めたことのある会員は、規約の定め及び本規則の他の定めに関わらず、役員、委員長及びクラス委員の選出の対象から除外する。なお、これに該当する会員が自らを選出の対象とする旨を申し出た場合は、この限りではない。

第2章 役員及び委員長並びに委員選出の取り扱い

(役員選出の取り扱い)

第9条 規約第25条第2項により役員を選出する場合、次の各号により行う。

- (1) 会長の選出及び母親委員の選出は、副会長の選出に優先する。
- (2) 会長の選出は、母親委員の選出に優先する。

(委員長選出の取り扱い)

第10条 委員長の選出にあたり、次の各号のいずれかに該当する委員は、選出の対象から除外する。

- (1) 委員の世帯の子どものうち、最も年長となる子どもが第1学年に在籍する場合
 - (2) 第7条第2項により複数の委員を兼任する場合
- 2 前項第1号に該当する委員が自らを選出の対象とする旨を申し出た場合は、前項の規定にかかわらず、該当する委員を委員長の選出の対象とすることができる。

(クラス委員選出の取り扱い)

第11条 会員は、本校に在籍する児童1人につき1回、クラス委員を務めることを努力目標とする。

- 2 クラス委員の選出にあたっては、選出対象となる会員のうち前項の努力目標に達してない会員からの選出を優先する。
- 3 第4条の定めにかかわらず、第1項の努力目標に達した会員は、年長児童に次いで年長となる児童のクラスにおいてクラス委員の選出の対象とすることができる。

(監査委員の取り扱い)

第12条 監査委員は、原則として、委員長を務めたことのある会員の中から選出する。

- 2 前項の規定によらず監査委員を選出した場合、監査委員に選出された会員はクラス委員を務めたものとみなされる。

第3章 任期の取り扱い

(任期の取り扱い)

第13条 役員、委員（専門委員長を含む）及び監査委員の任期の始期及び終期は、次の各号のとおりとする。

- (1) 役員の任期は、総会で承認された日から次年度に開催される定期総会の日までとする。
- (2) 委員（専門委員長を含む）及び監査委員の任期は、当該年度の初日又は選出された日のいずれか遅い日から当該年度の末日までとする。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年12月1日より施行する。

(実績の取り扱い)

- 2 この規則の施行日の規定にかかわらず、第8条の規定はこれまでの役員及び委員長に選出された実績について遡及し、第11条第2項の規定はこれまでのクラス委員に選出された実績について遡及し、また第12条第2項の規定はこれまでの監査委員に選出された実績について遡及する。

クラス委員の選出対象に関する考え方

平成24年4月

旭小学校PTA企画委員会作成

《基本事項》

- 1 この考え方は、鳥栖市立旭小学校PTA役員及び委員長並びに委員の選出等に関する規則(以下、「規則」といいます。)を基に作成しています。
- 2 クラス委員の選出は、立候補を最優先とします。
- 3 複数の児童が旭小に在籍する会員は、規則の定めにより、いずれかの児童のクラスで選出対象となります。(複数のクラスで選出対象となる必要はありません。)
- 4 これまでに、旭小PTAの会長、副会長、母親委員(鳥栖地区小中学校PTA連合会母親委員に限る)及び専門委員長に選出されたことのある会員は、選出対象から除外されます。
- 5 当該年度、旭小PTAの地区委員(総務委員、生活補導委員、保健体育委員)に選出されている会員、旭小PTAの会長、副会長又は母親委員(鳥栖地区小中学校PTA連合会母親委員に限る)の予定候補とされている会員は、選出対象から除外されます。
- 6 会員は、旭小に在籍する児童1人につき1回、クラス委員を務めることを努力目標としています。このため、努力目標を達していない会員からの選出を優先します。

《参考》

規則の一部(関係分)抜粋

第4条 複数の児童が本校に在籍する会員は、年長児童の学年学級において規約第25条第2項による役員の選出の対象又はクラス委員の選出の対象となる。

第6条 会員は、役員又は委員長若しくは委員に立候補することができる。

第7条 役員又は委員長若しくは委員あるいは監査委員に選出された会員は、その任期中、規約に定めのある他の職を兼任することができない。

第8条 役員又は委員長を務めたことのある会員は、規約の定め及び本規則の他の定めに関わらず、役員、委員長及びクラス委員の選出の対象から除外する。なお、これに該当する会員が自らを選出の対象とする旨を申し出た場合は、この限りではない。

第11条 会員は、本校に在籍する児童1人につき1回、クラス委員を務めることを努力目標とする。

- 2 クラス委員の選出にあたっては、選出対象となる会員のうち前項の努力目標に達していない会員からの選出を優先する。
- 3 第4条の定めにかかわらず、第1項の努力目標に達した会員は、年長児童に次いで年長となる児童のクラスにおいてクラス委員の選出の対象となることができる。

おやじの会 設置及び選出と会則

平成27年4月30日に開催した運営委員会において、鳥栖市立旭小学校PTA特別役員の設置及び選出について、次のとおり議決しました。

◎鳥栖市立旭小学校PTA『おやじの会』の設置について

鳥栖市立旭小学校PTA（以下「本校PTA」という。）に、『おやじの会』を本校PTA連携機関とし設置し、下記の通り、会則に基づき活動を行います。

おやじの会 会則

- 1 目的 児童及び母親参加の取り組みに意欲的な父親の参画を図ることにより、本校PTAの目的を達することの一翼とします。
また、おやじの会(以下「本会」という)を設置することにより、母親を中心とする本校PTA全会員の負担軽減を図ります。
- 2 組織 本会は、次の者で構成します。
 - (1) 本校PTA父親会員
 - (2) 本会会員OB、本校PTA父親会員OB
 - (3) 学校の教職員
 - (3) その他本会の目的に賛同し、入会した者
- 3 職名 おやじの会
- 4 役職員 本会に原則として、次の役員を置きます。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名程度
 - (3) 庶務会計 2名程度
- 5 職務
 - (1) 本校PTAの父親を代表し、本会の会員となります。
 - (2) 学校行事、PTA行事の必要に応じ要請案内を受理し、会員各位の可能な範囲で、補佐的な活動を行います。
 - (3) その他、本会会長と本校PTA会長は相互連携を取り、本会会長及び本校PTA会長の要請に応じ、必要とされる場合の各委員会には、会員各位の可能な範囲で出席します。
- 6 人数 無制限
- 7 選出 本会及び本校PTAにおいて、1に該当する者から互選及び推薦します。ただし、立候補は妨げません。
- 8 任期 本会会員に選出された日から、辞任表明をされた年度末までとします。ただし、再任はさまたげません。
- 9 効力 本会の設置期間は別として、本編内容効力については、平成26年度第1回運営委員会で承認を得た日から平成27年度第1回運営委員会までの間、有効とします。ただし、この1年間を参考実施期間とし、平成27年度第1回運営委員会以降は、最良と思われる本編内容変更の上、単年度ごとに履行していくものと予定します。その際、本編内容変更協議は本会に置くことを全てとし、本会賛成多数議決を決定とします。
- 10 会計
 - (1) 本会に会費はなく、会費収入はありません。
 - (2) 運営のための費用は、寄付金及びその他の収入をもって充てます。
 - (3) 本会の会計年度は、毎年4月1日から、翌年の3月31日までとします。

令和2年度 学校給食費会計 監査結果 報告書

1. 監査対象期間

令和2年10月1日から令和3年3月31日

なお、令和2年4月1日から9月30日までの中間決算監査を、令和2年1月12日に行っているため、今回は10月1日以降を行う。

2. 監査内容

- ・令和2年度 学校給食費会計予算書及び決算書
- ・令和2年度 給食費未納状況調

令和2年度鳥栖市学校給食費会計監査を、令和3年4月20日に実施し、予算書、決算書、未納状況調、その他関係書類の提出及び担当者の説明を求め、実施、審査を行った結果、適正であることを認めたので報告します。

令和3年4月20日

鳥栖市教育委員会

教育長 天野 昌明 様

監 査 人 ※ () 内のあてはまるものに○

鳥栖北小学校 (保護者・教職員) _____ (印)

田代小学校 (保護者・教職員) 重松 美香 _____ (印)

弥生が丘小学校 (保護者・教職員) 古賀 里美 _____ (印)

旭小学校 (保護者・教職員) 古賀 泰伸 _____ (印)

子どもたちのための働き方改革決議

社会の急激な変化が進む中で、子どもが予測不可能な未来社会を自律的にたくましく生き抜き、社会の形成に参画するための資質・能力を育成するため、学校教育の改善・充実が求められています。

本来、家庭で行うべきしつけが学校や社会に転嫁される傾向もあり、学校に求められる役割はより拡大しており対応しなければならない課題はより複雑化、困難化しています。そのような中、先生方一人一人は子どもの状況を総合的に把握することは言うまでもなく、通学路の安全確保や、夜間の巡回指導等、学校外でも子どもの活動に対応しており、このような我が国ならではの独特な学校教育は子どもの人格的成長に大きな役割を果たしており、国際的にも評価されています。

こうした先生方の献身的な取組は、日本の学校教育の高い成果に貢献している一方で、大きな負担を強いている状況にあります。このような「日本型学校教育」の良さを維持しながら現状に合わせた体制をつくるためには、学校や先生方が担ってきた業務に係る役割分担の見直しや効率化を進め、業務を軽減することが必要不可欠です。先生方が心身ともに余裕をもって、本来行うべき子どもたちへの学習指導や生活指導ができない現状が教育活動の効率化を妨げ、子どもたちにも様々な影響を及ぼしています。

このような現状を鑑み、先生方と子どもたちの生き生きとした教育活動を取り戻し、子どもたちのための望ましい教育環境を整備するため、佐賀県PTA連合会として「子どもたちのための働き方改革」に関して以下のことを決議します。

- 一 私たちは家庭で行うしつけと学校で行う指導を明確に区別し、家庭でのしつけは家庭で責任をもって行います。
- 一 私たちは市町の教育委員会と連携し、教職員の働き方改革について学校の業務の見直しのため積極的に活動します。
- 一 私たちは学校と連携し、教職員の業務の軽減に関する具体策を話し合い実行に移します。
- 一 私たちは校区内の様々な団体との交流を図り、コミュニティースクールや地域と学校の共同活動を通じて学校教育への理解と協力を求め、子どもたちのための望ましい教育環境の整備のため積極的に活動します。

令和元年6月1日

令和元年度 佐賀県PTA連合会定期総会